吸収合併にかかる事後開示書面

（株式会社エムシーインベストメント01との吸収合併）

三井化学株式会社

2020年7月31日

吸収合併に関する事後備置書類

東京都港区東新橋一丁目５番２号
三井化学株式会社
代表取締役社長　橋本　修

三井化学株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社エムシーインベストメント01（以下「エムシーインベストメント01」といいます。）は、2020年５月14日付で締結した吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、当社を吸収合併存続会社、エムシーインベストメント01を吸収合併消滅会社、効力発生日を2020年7月31日（以下「効力発生日」といいます。）とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

１．吸収合併が効力を生じた日

2020年7月31日

２．　吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の２の規定による請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

(i) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

当社は、エムシーインベストメント01の特別支配会社であり、エムシーインベストメント01には当社以外の株主が存在しなかったため、会社法第785条第3項の規定による手続きは行っていません。

(ii) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

エムシーインベストメント01は、新株予約権を発行しておらず、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権者は存在しませんので、本合併において会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(iii) 債権者の異議（会社法第789条）

エムシーインベストメント01は、会社法第789条第２項の規定に基づき、2020年６月26日付官報により債権者に対する公告を行いましたが、同条第１項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、エムシーインベストメント01には知れたる債権者が存在しないことから、個別の催告は行っておりません。

３．　吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1)　会社法第796条の２の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第２項本文に規定する場合（簡易吸収合併）に該当し、同法第796条の２第１項ただし書の規定により、本合併をやめることを請求することは認められないため、該当事項はありません。

(2)　会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(i)　反対株主の買取請求（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第３項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第２項に従い、2020年６月26日付で当社の株主に対して、本合併をする旨並びにエムシーインベストメント01の商号及び住所を電子公告にて公告を行いました。なお、当社は、会社法第796条第２項本文の規定により、本合併について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いましたので、会社法第797条第１項の規定による手続について、該当事項はありません。

(ii)　債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第２項及び第３項の規定に基づき、2020年６月26日付官報及び同日付の電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、同条第１項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

４.吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2020年７月31日をもって、エムシーインベストメント01からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。当社がエムシーインベストメント01から承継した資産及び負債の額は、資産が30,699百万円（概算）、負債が30,328百万円（概算）です。

５.会社法第782条第１項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面に記載がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙記載のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

会社法第 921 条に基づく変更の登記申請は、本合併の効力発生日である 2020 年 7 月 31 日から２週間以内に行う予定です。

７．上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(1) エムシーインベストメント 01 は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、本合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに、本合併を行いました。

(2) 当社は、本合併に際して、効力発生日時点で、エムシーインベストメント 01 の発行済株式のすべてを所有していたため、本合併により、エムシーインベストメント 01 の株主に対して、合併対価の交付は行っておりません。

(3) 当社の資本金及び準備金の額は、本合併により変動いたしません。

以上

別紙

（次頁以降に添付）

会社法第 782 条第 1 項に基づく事前備置書類

（三井化学株式会社との吸収合併）

株式会社エムシーインベストメント 01

2020年6月26日

吸収合併に関する事前備置書類

東京都港区東新橋一丁目５番２号
株式会社エムシーインベストメント01
代表取締役　下郡　孝義

当社は、当社の親会社である三井化学株式会社（以下「三井化学」といいます。）との間で、2020年５月14日付で吸収合併契約（以下「本吸収合併契約」といいます。）を締結し、2020年７月31日を効力発生日として、三井化学を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

本吸収合併契約の内容は、別紙１記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である三井化学は吸収合併消滅会社である当社の全株式を所有しているので、本合併に際して、当社の株主に対して、その株式に代わる金銭等（三井化学の株式及び金銭を含みます。）の交付を行わないことは相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当する事項はございません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当する事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 三井化学についての次に掲げる事項

i. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

三井化学の最終事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）に係る計算書類等の内容は、別紙２記載のとおりです。

ii. 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当する事項はございません。

iii. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 三井化学は、2020年５月14日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）との間で、三井化学を株式交換完全親会社とし、アークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことに関し、決議のうえ、株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2020年６月26日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2020年８月１日を効力発生日として行う予定です。

② 三井化学は、本日現在、当社を通じて間接的にアーク株式を保有しておりますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020年７月31日を効力発生日として、三井化学を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする本合併を行う予定です。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2020年７月31日を効力発生日として、三井化学を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする本合併を行う予定です。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における三井化学の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 三井化学の 2020 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,097,875 百万円及び 741,918 百万円であり、また、当社の 2020 年３月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 30,699 百万円及び 30,328 百万円です。

(2) 2020 年３月 31 日以降、本日に至るまで、当社及び三井化学において、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じておりません。

(3) さらに、本日現在、当社及び三井化学において、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行に支障を生じさせる事象の発生は予測されておりません。

(4) 以上より、当社は、本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上

別紙 1　吸収合併契約の内容



吸収合併契約書

三井化学株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社エムシーインベストメント01（以下「乙」という。）は、2020年5月14日、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、本効力発生日（第5条に定義される。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下の各号に定めるとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：三井化学株式会社

住所：東京都港区東新橋一丁目5番2号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社エムシーインベストメント01

住所：東京都港区東新橋一丁目5番2号

第3条（本合併に際して交付する金銭等に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年7月31日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により、必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の変更等）

本契約締結後から本効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合

意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 7 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 8 条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 5 月 14 日

甲：　東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
三井化学株式会社
代表取締役社長　橋本　修　㊞

乙：　東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
株式会社エムシーインベストメント 01
代表取締役　下郡　孝義　㊞

別紙２　三井化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

添付書類　**事業報告**（2019年4月1日～2020年3月31日）

1. 三井化学グループの事業について

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国での景気回復が継続した一方、米国の通商政策、中国経済の減速、地政学的なリスクなど、世界経済の変動に留意すべき状況が継続しました。また、第4四半期では新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けました。

日本経済においては、雇用・所得環境の改善等により、総じて緩やかな回復基調が継続しましたが、現在も続く新型コロナウイルス感染症の流行による影響等、今後の先行きに不透明感や停滞感が増してまいりました。

化学工業界においては、原油価格の変動はあったものの、堅調な国内需要を背景に、国内のナフサクラッカーは高水準で稼働しました。ただし、終盤では新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け、稼働率の低下が見られました。

このような情勢のもとでも、当社グループは、2025年度を見据えた長期経営計画に基づき、成長３領域の「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード＆パッケージング」の拡大・成長、「次世代事業」の創出・育成、「基盤素材」領域の更なる競争力強化に取り組みました。

これにより、当期の当社グループの業績は、売上高は13,390億円（対前期比1,439億円減）、営業利益は716億円（対前期比218億円減）、経常利益は655億円（対前期比375億円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は379億円（対前期比382億円減）となりました。

売上高

13,390億円

前期比 1,439億円 ↘

営業利益

716億円

前期比 218億円 ↘

親会社株主に帰属する当期純利益

379億円

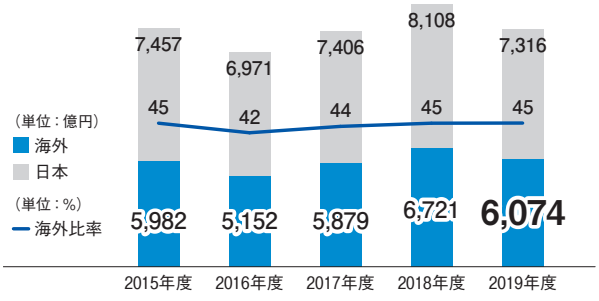
前期比 382億円 ↘

財産、損益及び主要指標の状況

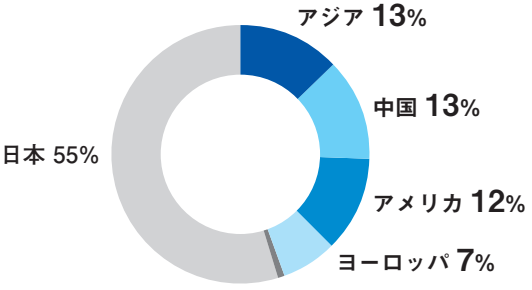
事業年度		第19期 2015年4月~2016年3月	第20期 2016年4月~2017年3月	第21期 2017年4月~2018年3月	第22期 2018年4月~2019年3月	第23期 2019年4月~2020年3月
売上高	(百万円)	1,343,898	1,212,282	1,328,526	1,482,909	1,338,987
営業利益	(百万円)	70,926	102,149	103,491	93,427	71,636
経常利益	(百万円)	63,183	97,196	110,205	102,972	65,517
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	22,963	64,839	71,585	76,115	37,944
1株当たり当期純利益	(円)	22.95	324.05	358.38	385.60	194.94
純資産	(百万円)	443,237	514,635	587,222	631,739	608,021
総資産	(百万円)	1,258,948	1,325,525	1,431,309	1,501,074	1,480,067
ROS	(%)	5.3	8.4	7.8	6.3	5.4
Net D/E レシオ	(倍)	1.03	0.79	0.75	0.68	0.76
ROE	(%)	5.8	15.6	14.9	14.3	7.0
設備投資額	(百万円)	43,405	45,383	81,248	61,924	76,294
減価償却費	(百万円)	48,640	44,057	45,653	49,504	52,106
研究開発費	(百万円)	31,493	30,777	33,377	35,833	36,368
従業員数	(人)	13,447	13,423	17,277	17,743	17,979

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。第20期（2016年4月～2017年3月）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 税効果会計基準改正等を第22期（2018年4月～2019年3月）の期首から適用しており、第21期（2017年4月～2018年3月）の主要な指標については、当該改正を遡って適用しております。

海外売上高



海外売上高比率



モビリティ




▶従業員数：6,777人（369人増）
▶事業内容：エラストマー、機能性コンパウンド、機能性ポリマー及びポリプロピレン・コンパウンドの製造・販売
自動車等工業製品の新製品開発支援業務（ソリューション事業）

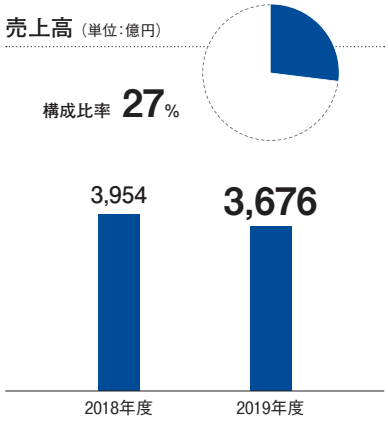
取り組み

自動車やICT業界では、軽量化、電動化、快適性といった新しいニーズが拡大しています。

自動車のバンパーに用いられるポリプロピレン・コンパウンドでは、欧州初の自社生産拠点を設立し、現在営業運転開始に向けて準備をしております。また、自動車のバックドアなどの金属代替により軽量化に貢献する「ガラス長繊維強化ポリプロピレン」は米国及び日本にて製造拠点を立ち上げ、稼働を開始しました。

さらに、2018年1月に連結子会社としたグローバル開発支援企業である株式会社アークとともに、顧客起点でのソリューション提供力の強化に取り組みました。

売上高（単位：億円）



概　況

▶自動車部品及び樹脂改質材用途を中心とするエラストマーは、アジアを中心に需要が鈍化し減収となりました。

▶機能性コンパウンド製品は、欧米・中国での自動車生産減速の影響を受け、減収となりました。

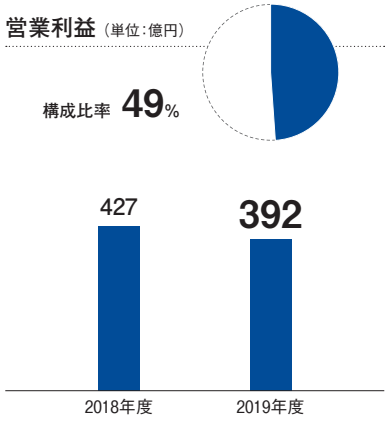
▶ICT（情報通信技術）関連用途を中心とする機能性ポリマーは、全般としてICT関連需要が停滞する中で確実な需要を獲得し、販売が堅調に推移しました。

▶海外ポリプロピレン・コンパウンド事業は、グローバルな自動車生産の減速に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、減収となりました。

▶ソリューション事業は、欧州の開発需要が減少する中で日系顧客の開発需要を獲得し、販売が堅調に推移しました。

▶全体としては、主に自動車向けの需要鈍化等により営業利益は前期に比べ35億円減の392億円となりました。

営業利益（単位：億円）



ヘルスケア





▶**従業員数**：2,607人（58人減）
▶**事業内容**：ビジョンケア材料、不織布、歯科材料及びパーソナルケア材料の製造・販売

取り組み

先進国の少子高齢化や新興国の経済成長に伴い、健康への関心が高まり、個人の嗜好やニーズも多様化しています。

世界トップシェアのメガネレンズ材料では堅調な販売を継続するとともに、中国やインドにおける採用拡大へ取り組みました。

不織布においては、衛生材料用途で培った技術を産業材料用途へ展開し、ろ過フィルター等に用いるナノ不織布の能力を増強しました。

概　況

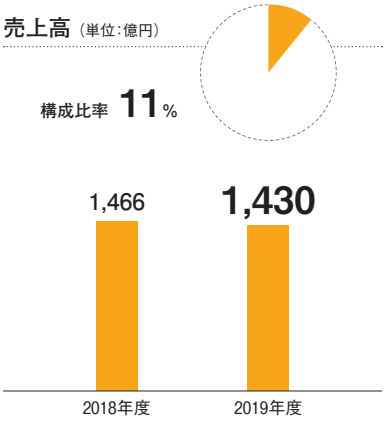
▶ビジョンケア材料のメガネレンズ用材料は、販売が堅調に推移しました。

▶不織布は、販売数量が概ね前期並みで推移しました。

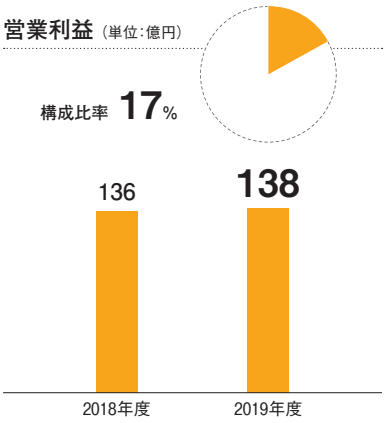
▶歯科材料は、販売は全体で概ね安定的に推移しましたが、一部地域で新型コロナウイルス感染症拡大の影響が生じています。

▶全体としては、固定費の増加があったものの、主に販売数量の増加により、営業利益は前期に比べ2億円増の138億円となりました。

売上高（単位：億円）



営業利益（単位：億円）



フード&パッケージング





▶従業員数：2,638人（51人増）
▶事業内容：コーティング・機能材、機能性フィルム・シート及び農薬の製造・販売

取り組み

世界の人口増加に伴う食料の確保が社会課題となっています。また、アジアの生活水準向上によって、パッケージング分野での高機能化や環境負荷低減といったニーズが高まっています。

機能性フィルム・シートにおいては、半導体製造工程用の保護テープとして世界トップシェアを有する「イクロステープ®」の新工場を、需要地である台湾にて完工し、供給能力を1.5倍としました。

農薬においては、ブラジルにおけるジノテフランの農薬登録を取得し初出荷する等、グローバル展開を加速しました。

概　況

▶コーティング・機能材は、販売数量が減少したものの、固定費の減少や交易条件の改善がありました。

▶機能性フィルム・シートは、包装用フィルム分野における販売数量は減少したものの、産業用フィルム分野における販売は堅調に推移しました。

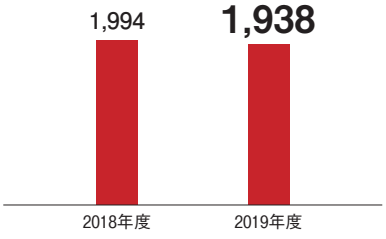
▶農薬は、販売数量が減少しました。

▶全体としては、固定費の増加等があったものの、交易条件の改善により、営業利益は前期に比べ3億円増の181億円となりました。

売上高（単位：億円）

構成比率 **15**%

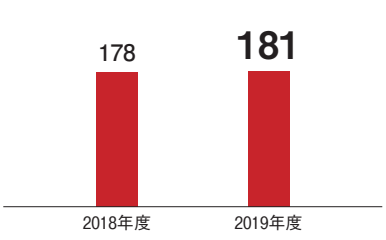




営業利益（単位：億円）

構成比率 **23**%





基盤素材





▶**従業員数**：1,817人（20人増）
▶**事業内容**：エチレン、プロピレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、触媒、フェノール類、高純度テフレタル酸、ペット樹脂、ポリウレタン材料及び工業薬品の製造・販売

取り組み

石化・基礎化学品を中心とする基盤素材領域では、自動車、住宅、家電、インフラ、包装をはじめ、様々な分野に素材を提供しています。

当期は、海外市況の変動や、台風等の影響を受けましたが、差別化製品の拡充や地産地消化など、競争力強化の取り組みを進めました。

概　況

▶ナフサクラッカーの稼働率は、市原工場の設備不具合及び台風の影響により前期に比べ低下しました。

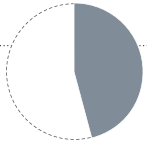
▶ポリエチレン及びポリプロピレンは、主に包材用途での需要の鈍化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に起因するインバウンド需要減少の影響を受けました。

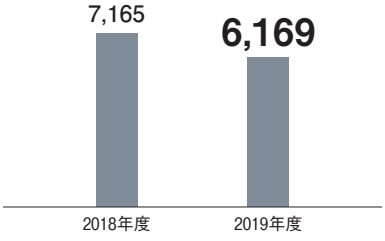
▶オレフィン及びフェノールの海外市況は、前期を下回る水準で推移しました。

▶全体としては、海外市況の影響等により、営業利益は前期に比べ191億円減の87億円となりました。

売上高（単位：億円）

構成比率 **46**%

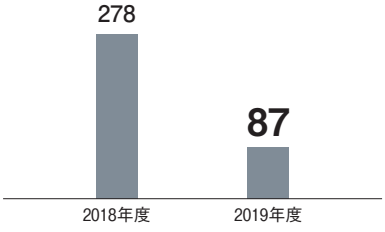




営業利益（単位：億円）

構成比率 **11**%





その他部門

▶従業員数：4,140人（146人減）

次世代事業等を含むその他部門の売上高は、前期に比べ73億円減の177億円、売上高全体に占める割合は1%となりました。また、営業損失は、前期に比べ6億円増の20億円の損失となりました。

次世代事業の創出

当社は、新しいビジネスモデルの創出に取り組んでいます。
その中から細菌迅速検査システムを紹介します。

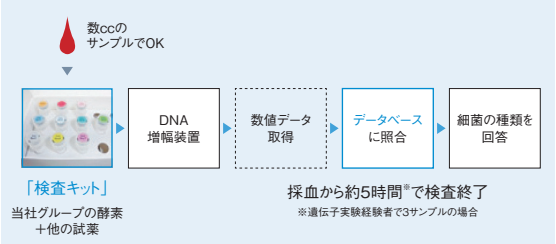
革新的な敗血症検査法を事業化へ

当社は富山大学とともに、敗血症の原因菌を迅速に特定できる革新的な検査法（Tm mapping法）の実用化を進めています。

近年、がん治療や臓器移植などの医療の高度化に伴い、重篤な感染症リスクが増えていますが、現在行われている血液培養検査では、原因菌の特定まで通常２～３日を要しています。そのため、原因菌が特定されない中で抗菌薬の選択を余儀なくされており、結果として抗菌薬の選択を誤るリスクがあります。これは重篤な患者にとっては命にかかわるものであり、また、多剤耐性菌の出現を招く恐れもあります。当社が製品化を進めている遺伝子検査法は、これら課題の解決に応えるためのものであり、採血から約５時間で敗血症の原因菌を特定することができます。これによって、より早い段階で、検査結果に基づく適切な抗菌薬の選択が可能となります。

当社は、健康・安心な長寿社会の実現を目指し、今後も最先端の技術開発を通じたソリューションを提供してまいります。

細菌迅速検査システム



：当社グループが提供するソリューション



日本臨床微生物学会総会・学術集会企業展示ブース（2020年2月）

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は763億円であり、製造設備の新増設、更新、合理化等を行いました。

その主なものは、市原工場におけるプロピレン精製能力の増強、シンガポールにおける「タフマー®」の製造設備増強のための投資であります。



クラッカー競争力強化のため、プロピレン精製能力の増強や、更なる原料多様化に向けた投資を行いました。



「タフマー®」は、柔軟で軽量な高機能エラストマーであり、自動車材、包装資材等の幅広い用途に使用されています。

(3) 資金調達の状況

当社は、自己資金、金融機関からの借入金及び社債の発行により、所要資金を賄いました。このうち、当社において、2019年12月5日に200億円の無担保社債を発行しております。

なお、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ692億円増加し、5,542億円となりました。

(4) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

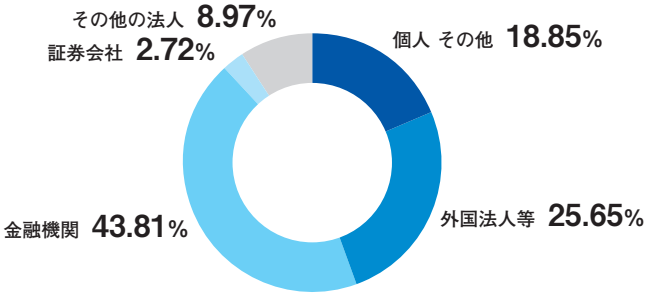
借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	30,354
株式会社山口銀行	26,733
三井住友信託銀行株式会社	23,802
株式会社みずほ銀行	23,118
株式会社千葉銀行	19,390

(注)上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。
株式会社三井住友銀行：3,459百万円／株式会社山口銀行：16,580百万円／三井住友信託銀行株式会社：1,428百万円／株式会社みずほ銀行：2,638百万円／株式会社千葉銀行：9,390百万円

(5) 株式の状況（2020年3月31日現在）

①発行可能株式総数　600,000,000株
②発行済株式の総数　204,580,115株
③株主数　64,291人（対前期末比2,041人減）

▶株主構成



④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,917	9.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,331	9.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	5,097	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	4,392	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,617	1.89
三井物産株式会社	3,474	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口）	3,474	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,318	1.73
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,067	1.60
東レ株式会社	2,847	1.49

⑤その他株式に関する重要な事項

・当社は、2019年6月25日の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対して、特定譲渡制限付株式報酬として、普通株式69,900株を発行しました。
・当社は、2020年2月5日の取締役会決議に基づき、2020年2月6日から2020年4月2日までの期間において、自己株式の取得を実施しました。取得した株式の総数は4,419,600株、株式の取得価額の総額は9,999,964,892円です。

（注）1. 株式の状況については、当社単体の内容を記載しております。
2. 株主構成の「個人 その他」には、当社の自己株式としての保有分（6.63%）が含まれております。
3. 大株主の持株比率は、自己株式（13,557,163株）を控除して計算しております。当社は、13,557,163株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(6) 主要な事業所及び重要な子会社の状況（2020年3月31日現在）

〈当社〉

①本　　社（東京都）

②支　　店　名古屋支店（名古屋市）　大阪支店（大阪市）　福岡支店（福岡市）

③工　　場　市原工場（千葉県市原市）　茂原分工場（千葉県茂原市）　名古屋工場（名古屋市）
大阪工場（大阪府高石市）　岩国大竹工場（山口県岩国市及び和木町並びに広島県大竹市）
大牟田工場（福岡県大牟田市）

④研究開発本部　袖ケ浦センター（千葉県袖ケ浦市）

⑤海外事務所　北京事務所

〈子会社〉

事業部門	会社名	所在地	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
モビリティ	Advanced Composites,Inc.	米国	14 百万米ドル	61.75	米国におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Grand Siam Composites Co.,Ltd.	タイ	64 百万タイバーツ	47.13	東南アジア地域におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Elastomers Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	96 百万米ドル	100.00	東南アジア地域におけるエラストマー製品の製造及び販売
	Advanced Composites Mexicana S.A. de C.V.	メキシコ	3 百万米ドル	61.75	メキシコにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	三井化学複合塑料(中山)有限公司	中国	117 百万人民元	63.00	中国におけるPPコンパウンドの製造及び販売
	三井化学産資株式会社	東京都文京区	400	100.00	合成樹脂系の土木建築資材及び配管資材の製造及び販売
	Mitsui Prime Advanced Composites India Pvt. Ltd.	インド	2,450 百万インドルピー	83.96	インドにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Prime Advanced Composites do Brasil Indústria e Comércio de Compostos Plásticos S.A.	ブラジル	107 百万レアル	93.00	ブラジルにおけるPPコンパウンドの製造及び販売
	Mitsui Prime Advanced Composites Europe B.V.	オランダ	18 百万ユーロ	81.50	欧州におけるPPコンパウンドの製造及び販売（製造設備試運転中）
	株式会社アーク	大阪市	2,000	74.66	自動車等工業製品の新製品開発支援
	ARRK Product Development Group Ltd.	英国	20 百万ポンド	74.66	株式会社アークの欧州における事業統括
	Shapers' France SASU	フランス	26 百万ユーロ	74.66	フランスにおける自動車等工業製品の製造及び販売
	ARRK CORPORATION (THAILAND) LTD.	タイ	1,180 百万タイバーツ	74.66	東南アジア地域における自動車等工業製品の新製品開発支援
	共和工業株式会社	新潟県三条市	95	100.00	金型の製造及び販売

事業部門	会社名	所在地	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
ヘルスケア	Kulzer GmbH	ドイツ	25 百万ユーロ	80.01	ドイツにおける歯科材料の製造及び販売
	三井化学ファイン株式会社	東京都 中央区	400	100.00	精密化学品・無機化学品の販売
	Kulzer, LLC	米国	6 百万米ドル	80.01	米国における歯科材料の製造及び販売
	Mitsui Hygiene Materials Thailand Co.,Ltd.	タイ	1,310 百万タイバーツ	100.00	東南アジア地域における衛生材料の製造及び販売
	SDC Technologies, Inc.	米国	84 百万米ドル	100.00	プラスチック、ガラス等のコーティング材料の製造及び販売
	三井化学不織布（天津）有限公司	中国	470 百万人民元	100.00	中国における衛生材料用不織布の製造及び販売
フード&パッケージング	三井化学東セロ株式会社	東京都 千代田区	3,450	100.00	合成樹脂フィルム等の製造、加工及び販売
	三井化学アグロ株式会社	東京都 中央区	350	100.00	農薬の製造及び販売
	ジャパンコンポジット株式会社	東京都 中央区	1,005	65.00	不飽和ポリエステル樹脂及び成形材料の製造及び販売
	Anderson Development Company	米国	1 百万米ドル	100.00	特殊化学品の製造及び販売
基盤素材	株式会社プライムポリマー	東京都 港区	20,000	65.00	ポリエチレン及びポリプロピレンの製造、加工及び販売
	Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	120 百万米ドル	95.00	東南アジア地域におけるフェノール、アセトン及びビスフェノールAの製造及び販売
	Prime Evolue Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	115 百万米ドル	52.00	東南アジア地域におけるメタロセンポリマーの製造及び販売
	日本エボリュー株式会社	東京都 港区	100	48.75	メタロセンポリマーの製造及び販売
	下関三井化学株式会社	山口県 下関市	490	100.00	燐系製品及びガス製品の製造及び販売
その他	Mitsui Chemicals Europe GmbH	ドイツ	1 百万ユーロ	100.00	欧州における事業統括
	Mitsui Chemicals America,Inc.	米国	5 百万米ドル	100.00	米州における事業統括
	三井化学（中国）管理有限公司	中国	59 百万人民元	100.00	中国における事業統括
	台湾三井化学股份有限公司	台湾	28 百万台湾ドル	100.00	台湾における当社製品の販売
	Mitsui Chemicals Asia Pacific,Ltd.	シンガポール	2 百万米ドル	100.00	東南アジア地域における事業統括

（注）1. 議決権比率は、直接及び間接所有の合計であります。
2. 資本金は、小数点以下を四捨五入により表示しております。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して高品質の製品とサービスを顧客に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業グループ理念として掲げ、経済軸、環境軸、社会軸が結びついた社会課題解決への取り組みにより、事業活動を通じた社会貢献を目指しております。また、目指すべき企業グループ像として、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を掲げております。

2025年度を見据えた長期経営計画では、「環境と調和した共生社会」、「健康・安心な長寿社会」及び「地域と調和した産業基盤」の実現を当社グループが貢献すべき社会課題と捉え、「モビリティ」、「ヘルスケア」、「フード&パッケージング」、「次世代事業」及び「基盤素材」の5つの事業領域において、より良い未来社会の実現に向けて取り組みます。

顧客起点イノベーションの追求、グループ・グローバル経営の強化及び既存事業の競争力強化といった基本戦略を推進するとともに、成長投資及び研究開発費を積極的に拡大することによって、2025年度には右記の経営目標（連結）の実現を目指してまいります。

また、従来の3ヵ年の中期経営計画に対して、毎年の予算策定時に向こう3ヵ年の事業計画の見直しを行うというローリング方式を採用しています。社会環境の変化が急速かつ大きくなる中で、長期的な視野を持ちつつ、経営の環境適応性を高め、戦略推進を加速してまいります。

このような経営ビジョン及び経営計画のもと、2020年度において、当社は、次のように経営環境を認識し、重点課題に取り組んでまいります。

〈経営環境〉

2020年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、経済活動は大きく縮小すると見られ、一部の国・地域によってはリーマンショックを大きく下回る成長率となる可能性があると見込まれます。

日本経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済と同様に経済活動は大きく縮小し、極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

化学工業界においては、世界的に極めて厳しい経済環境による需要の縮小、ナフサや化学製品の市況の変動に留意すべき状況が継続することが見込まれます。

〈重点課題〉

【経済軸】

- 成長3領域の拡大・成長
- 拡大・成長、グループ・グローバル経営の基盤強化に向けた資源投入の優先順位付けによる選択と集中
- 次世代の新事業の育成・新製品創出の加速
- 基盤素材事業の更なる競争力強化

【社会・環境軸】

- 事故・トラブルの根絶、全社を挙げた安全確保の徹底
- グループ全体でのコンプライアンスの取り組み強化
- ESG要素の経営・戦略への取り込み強化

▶2025年度 長期経営目標

営業利益	2,000億円
売上高	20,000億円
売上高営業利益率(ROS)	10%
自己資本利益率(ROE)	10%以上
Net D/E*	0.8以下

※有利子負債が自己資本の何倍かを示す指標

▶積極的な経営資源の投入

成長投資	10年間で1兆円 うち戦略投資 4,000億円
研究開発費	2025年度に700億円 2016年度比 約2倍

▶業績予想（単位：億円）

	2019年度 連結業績		2020年度 連結業績予想
売上高（※売上収益）	13,390	↘	11,450
営業利益（※コア営業利益）	716	↘	350
経常利益（※営業利益）	655	↘	370
親会社株主に帰属する当期純利益（※親会社の所有者に帰属する当期利益）	379	↘	200
ROA（総資産営業利益率）	4.8%	↘	2.3%
ROE（自己資本利益率）	7.0%	↘	3.7%

※当社は2020年度より国際財務報告基準（IFRS）を適用する予定です。そのため2020年度の業績予想はIFRSに基づき作成しており、カッコ内の名称はIFRSに基づく名称を記載しております。コア営業利益は、営業利益から非経常的な要因（事業撤退や縮小から生じる損失等）により発生した損益を除いて算出しております。

〈新型コロナウイルス感染症の影響への対応〉

当社は、かかる非常事態を受けて、需要動向の見極めや、原料調達・製品出荷などのサプライチェーンの確保を行いつつ、在庫や売掛債権・買掛債務管理の徹底、不要・不急な支出の抑制、借入枠の増大や手元資金の確保等、キャッシュフローに注視した対応に、当面は注力してまいります。

また、当社は、社員及び関係者の感染リスク低減のための必要な措置（テレワーク勤務や時差出勤等）を講じ、会社の機能維持及び工場の安全・安定運転の確保に努めております。

さらに、当社は、医療従事者支援のため、入手が困難な状況となっている医療用ガウン（アイソレーションガウン）の原料である不織布について、100%子会社であるサンレックス工業株式会社の製造ラインを活用し、月産1,000万枚分以上の生産体制を確立し、供給を開始しました。

引き続き、事業継続及び社会貢献の両面から、新型コロナウイルス感染症への対応を継続してまいります。



サンレックス工業外観



アイソレーションガウンの一例

【医療用ガウン不織布の生産概要】

1	**対象製品**	スパンボンド不織布（製品名：PS-105-GW）
2	**会社名**	サンレックス工業株式会社
3	**所在地**	三重県四日市市朝明町1番地
4	**生産目的**	医療用ガウン対応不織布の製造
5	**生産量**	医療用ガウン1,000万枚／月対応分の不織布

(8) その他三井化学グループの現況に関する重要な事項

当社による株式会社アークの完全子会社化に関する株式交換契約締結の件

当社及び連結子会社である株式会社アーク（以下「アーク」という。）は、2020年5月14日開催の両社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、アークを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことに関し、両社間で決議の上、本株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、2020年6月26日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を得た上で、2020年8月1日を効力発生日として行う予定です。

また、当社は、完全子会社である株式会社エムシーインベストメント０１を通じて間接的にアーク株式を保有していますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020年7月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、エムシーインベストメント０１を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

事業活動での環境・社会貢献

化学産業は、革新的な新製品や技術開発を通じて、社会課題に対して果たすべき役割が大きいと考えています。私たちは、事業活動を通じて社会・環境に貢献する製品・サービスをBlue Value®、Rose Value®として見える化し、長期経営計画において目標を設定して社会課題解決を推進しています。
当期は、社会課題やニーズの変化に対応して、防災減災やインフラの長寿命化など、まちの持続可能性確保に貢献する要素をRose Value® に加えて改訂しました。
今後とも、投融資計画や予算に組み込み、認定製品・サービスの拡大に向けて積極的に投資していきます。

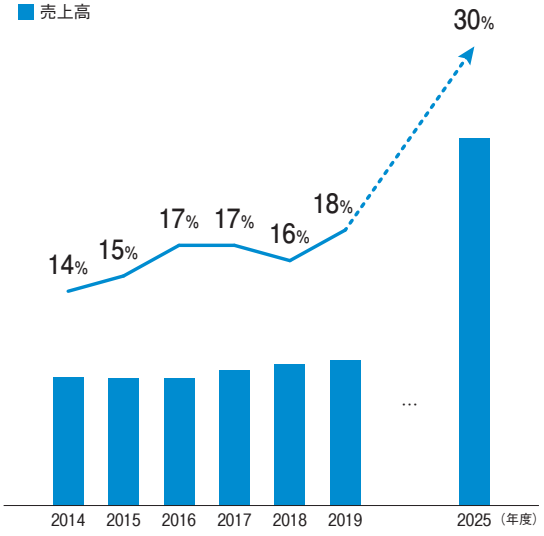
Blue Value®

環境への貢献価値
「CO2を減らす」「資源を守る」
「自然と共生する」

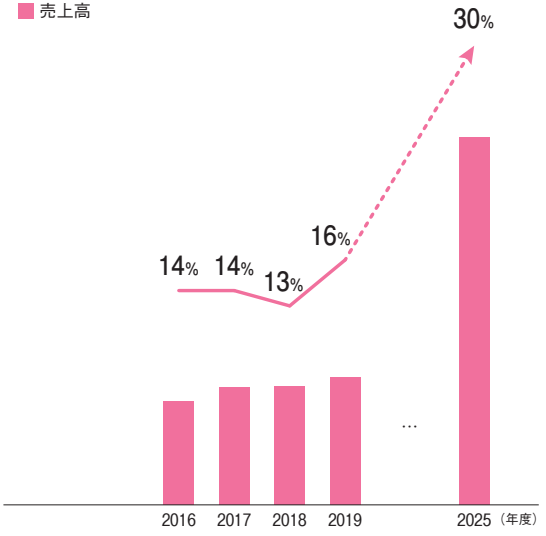
Rose Value®

生活の質（QOL）向上貢献価値
「くらしと社会を豊かにする」
「健康寿命を延ばす」「食を守る」

“Blue Value®” 認定製品売上高比率



“Rose Value®” 認定製品売上高比率



2. 三井化学のコーポレートガバナンスについて

(1) コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

三井化学グループは、「経営ビジョン」（企業グループ理念及び目指すべき企業グループ像）の実現に向けた事業活動を行う中で、実効的なコーポレートガバナンスの実現のための取り組みを実施することにより、

1）株主をはじめとした当社グループの様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させること

2）透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行える体制を構築すること

等を通して、当社グループの持続可能な成長と中長期的な企業価値向上が実現できるものと認識しています。したがって、当社は、コーポレートガバナンスの充実を、経営の最重要課題のひとつであると位置付けて、その実現に向け取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針等については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ホームページに公表しています。

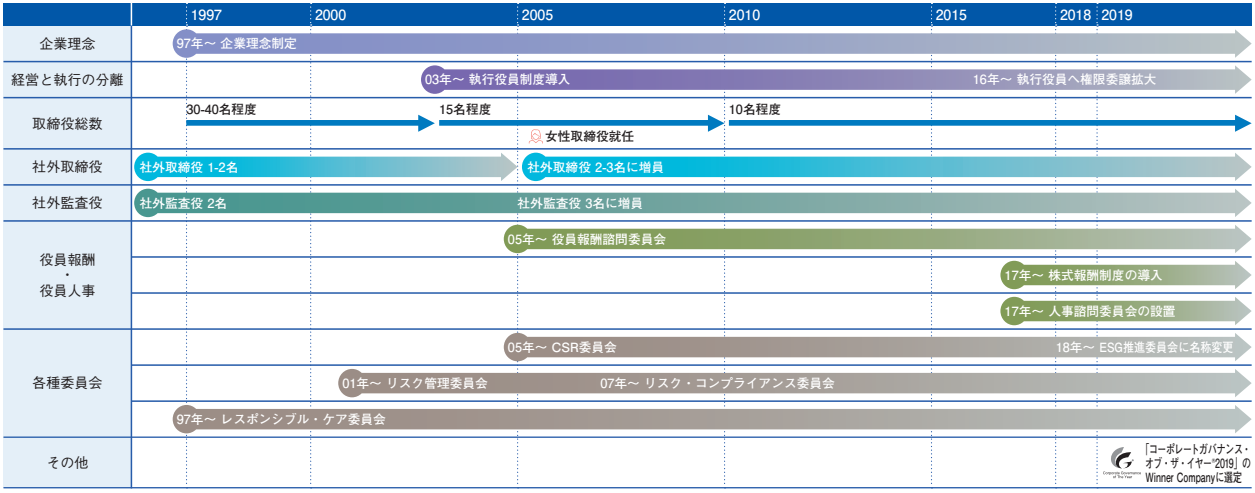
(2) 当社コーポレートガバナンス改革の歴史

三井化学発足以降、より実効性の高いコーポレートガバナンスを目指して、改革を続けてまいりました。

このような取り組みが評価され、一般社団法人　日本取締役協会が主催する「コーポレートガバナンス・オブ・ザ・イヤー®2019」においてWinner Companyに選定されました。

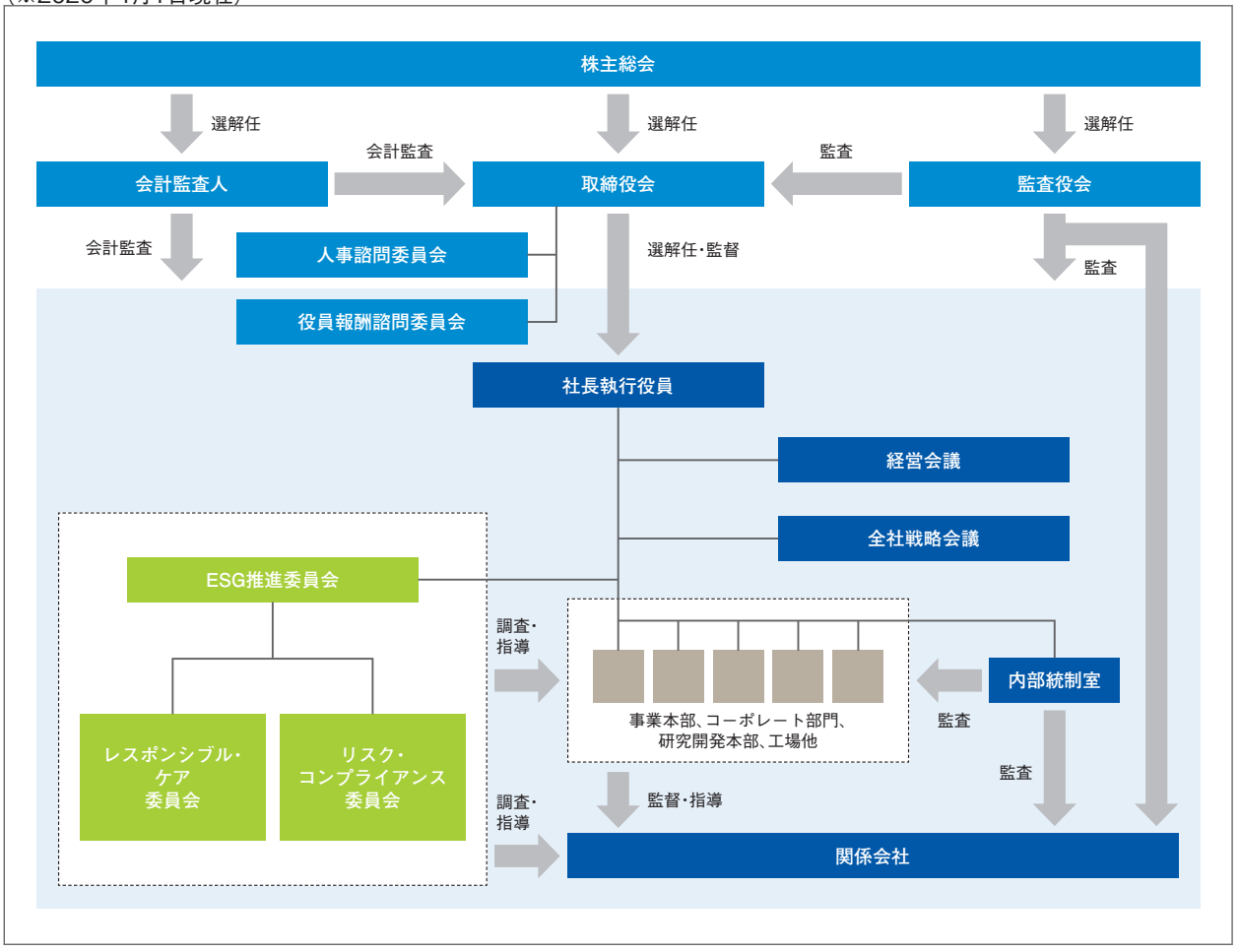
本受賞を励みに、よりコーポレートガバナンスの実効性を高め、当社の企業価値向上を図ってまいります。

詳細については当社ホームページ（https://jp.mitsuichemicals.com/jp/release/2020/2020_0226.htm）をご覧下さい。



(3) コーポレートガバナンス体制

当社は、業務執行から独立した会長が主宰する取締役会（※）において、経営の重要な意思決定及び各取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、各取締役の職務執行状況等の監査を実施しています。このような機関設計のもと、社則に基づく職務権限及び意思決定ルールの明確化、執行役員制度の導入による経営監督と業務執行の役割分担の明確化、経営会議における重要事項の審議、全社戦略会議における全社視点に立った戦略討議等により、円滑・効率的な経営を目指しています。また、監査役機能の重視、内部監査部門による業務の適正性監査、確実なリスク管理等を基にした内部統制システムにより、健全性・適正性の確保に努めています。
（※2020年4月1日現在）



(4) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	淡　輪　　敏	業務執行全般統括（CEO）
代表取締役 副社長執行役員	久　保　雅　晴	社長補佐（CFO） 経理部及びESG推進委員会担当
代表取締役 専務執行役員	松　尾　英　喜	社長補佐（CTO） 研究開発本部、RC・品質保証部及びレスポンシブル・ケア委員会管掌 生産・技術本部、加工品事業支援センター及び知的財産部担当
取締役 専務執行役員	下　郡　孝　義	フード＆パッケージング事業本部長 モビリティ事業本部、新モビリティ事業開発室及びロボット材料事業開発室担当 ㈱アーク取締役会長
取締役 専務執行役員	橋　本　　修	ヘルスケア事業本部長 新ヘルスケア事業開発室及びH-プロジェクト室担当
取締役	黒　田　由貴子	㈱ピープルフォーカス・コンサルティング取締役・ファウンダー ㈱CAC Holdings社外取締役、㈱セブン銀行社外取締役、テルモ㈱社外取締役
取締役	馬　田　　一	JFEホールディングス㈱名誉顧問、アサガミ㈱社外監査役、日本精工㈱社外取締役
取締役	吉　丸　由紀子	積水ハウス㈱社外取締役
常勤監査役	鮎　川　彰　雄	
常勤監査役	諫　山　　滋	フクビ化学工業㈱社外取締役
監査役	新　保　克　芳	新保・洞・赤司法律事務所弁護士 ㈱三井住友フィナンシャルグループ社外取締役
監査役	徳　田　省　三	伊藤忠エネクス㈱社外監査役
監査役	藤　塚　主　夫	㈱小松製作所顧問 ヤマハ㈱社外取締役

（注）1. 取締役のうち黒田由貴子氏、馬田一氏及び吉丸由紀子氏は、社外取締役であります。また、当社は黒田由貴子氏、馬田一氏及び吉丸由紀子氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
2. 監査役のうち新保克芳氏、徳田省三氏及び藤塚主夫氏は、社外監査役であります。また、当社は新保克芳氏、徳田省三氏及び藤塚主夫氏を、東京証券取引所の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に対し届け出ております。
3. 監査役徳田省三氏及び藤塚主夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・ 徳田省三氏は、公認会計士の資格を有しており、長年にわたり監査法人において幅広い経験を重ねています。
・ 藤塚主夫氏は、上場企業の経営者及びCFOとして幅広い経験を重ねています。
4. 取締役黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は松本由貴子であります。
5. 取締役馬田一氏は、2019年6月に重要な兼職であるJFEホールディングス㈱相談役を退任し、同社の名誉顧問に就任しております。
6. 監査役諫山滋氏は、2019年6月に重要な兼職であるフクビ化学工業㈱社外取締役に就任しております。
7. 監査役藤塚主夫氏は、2019年6月に重要な兼職であるヤマハ㈱社外取締役に就任しております。
8. 当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
9. 2020年4月1日をもって、社外取締役以外の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	淡　輪　　敏	
代表取締役 社長執行役員	橋　本　　修	業務執行全般統括（CEO）
代表取締役 副社長執行役員	松　尾　英　喜	社長補佐（CTO） 研究開発本部管掌 RC・品質保証部、生産・技術本部、加工品事業支援センター、知的財産部、 新事業開発センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当
取締役 専務執行役員	下　郡　孝　義	フード&パッケージング事業本部長 ヘルスケア事業本部、新ヘルスケア事業開発室及びH-プロジェクト室管掌 ㈱アーク取締役会長
取締役	久　保　雅　晴	

(5) 執行役員の状況（2020年4月1日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	橋　本　　修	業務執行全般統括（CEO）
副社長執行役員	松　尾　英　喜	社長補佐（CTO）　研究開発本部管掌　RC・品質保証部、生産・技術本部、加工品事業支援センター、知的財産部、新事業開発センター及びレスポンシブル・ケア委員会担当
専務執行役員	下　郡　孝　義	フード&パッケージング事業本部長 ヘルスケア事業本部、新ヘルスケア事業開発室及びH-プロジェクト室管掌 ㈱アーク取締役会長
専務執行役員	芳　野　　正	基盤素材事業本部長　大阪支店、福岡支店及びニソンプロジェクト室担当
常務執行役員	佐　藤　幸一郎	モビリティ事業本部長　新モビリティ事業開発室管掌　名古屋支店担当
常務執行役員	綱　島　　宏	生産・技術本部長　市原工場、名古屋工場、大阪工場、岩国大竹工場及び大牟田工場担当
常務執行役員	椙　分　啓　士	購買部、物流部、総務・法務部、コーポレートコミュニケーション部及びリスク・コンプライアンス委員会担当
常務執行役員	安　藤　嘉　規	人事部、グローバル人材部、関係会社支援部、Mitsui Chemicals Asia Pacific, Ltd.、三井化学（中国）管理有限公司、Mitsui Chemicals America, Inc.、Mitsui Chemicals Europe GmbH担当　兼　グローバル人材部長
常務執行役員	平　原　彰　男	経営企画部、情報システム統括部、ESG推進室及びESG推進委員会担当
常務執行役員	中　島　　一	CFO　経理部担当
常務執行役員	柴　田　真　吾	研究開発本部長
執行役員	西　山　泰　倫	米州総代表　兼　Mitsui Chemicals America ,Inc.社長　兼　Whole You, Inc.社長
執行役員（＊）	小　澤　　敏	三井化学アグロ㈱社長
執行役員	細　見　泰　弘	市原工場長
執行役員	髙　木　岳　彦	大阪工場長
執行役員	橘　　明　宏	ヘルスケア事業本部副本部長
執行役員	西　尾　　寛	内部統制室長
執行役員	簗　瀬　浩　一	モビリティ事業本部副本部長　新モビリティ事業開発室担当
執行役員（＊）	小守谷　　敦	㈱アーク代表取締役社長
執行役員	吉　住　文　男	基盤素材事業本部副本部長
執行役員	木　下　雅　幸	人事部長
執行役員	高　井　敏　浩	大牟田工場長
執行役員（＊）	藤　本　健　介	㈱プライムポリマー社長
執行役員（＊）	松　坂　繁　治	三井化学東セロ㈱常務執行役員　兼　フード&パッケージング事業本部
執行役員	末　松　健　二	岩国大竹工場長
執行役員	田　中　久　義	ヘルスケア事業本部長　新ヘルスケア事業開発室及びH-プロジェクト室担当
執行役員	伊　澤　一　雅	基盤素材事業本部副本部長　兼　同本部企画管理部長

（＊）執行役員待遇嘱託

(6) 役員報酬制度の概要

〈基本方針〉

①経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結び付くものであること
②会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること
③上位職ほど、企業の中長期的成長への貢献要素を反映したものであり、株主との価値共有を深めることができること
④株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること

〈手続き〉

当社の役員報酬は、「役員報酬諮問委員会」での審議、答申ののち、取締役会の決議により決定します。

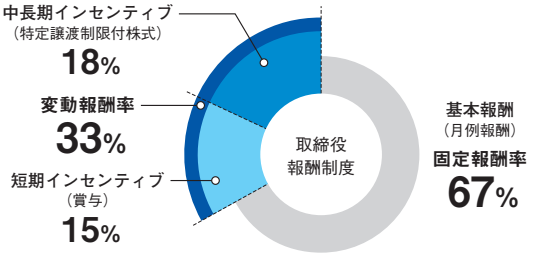
〈報酬構成〉

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は ①基本報酬（定額） ②賞与 ③株式報酬 から構成されています。
社外取締役及び監査役の報酬は、基本報酬（定額）のみで構成されています。

▶取締役報酬に関する制度

	中長期インセンティブ	短期インセンティブ	固定報酬
内容	・中長期的な企業価値の持続的な向上のためのもの ・株主の皆様との一層の価値共有を進めるためのもの	・当期の業績に応じて支給されるもの ・営業利益を主な指標とする	・月例の定額報酬
報酬等種類	特定譲渡制限付株式	賞与	基本報酬

▶2019年度 取締役（社外取締役を除く）に対する変動報酬と固定報酬の割合



▶取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	支給額(百万円)	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役（うち社外取締役）	9 (4)	408 (40)	287 (40)	55 (－)	65 (－)
監査役（うち社外監査役）	6 (4)	102 (39)	102 (39)	－ (－)	－ (－)
合計（うち社外役員）	15 (8)	511 (78)	390 (78)	55 (－)	65 (－)

(注)1. 取締役の報酬額は、2017年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額6億円以内（うち社外取締役分は年額6千万円以内）と決議しております。また、この報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して特定譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額については、2017年6月27日開催の第20期定時株主総会において、年額1億2千万円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬額は、2005年6月28日開催の第8期定時株主総会において、月額11百万円以内と決議しております。
3. 上記の金額には、2019年6月25日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する2019年4月から退任時までの支給額が含まれております。
4. 上記の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与の予定額が含まれております。
2020年3月31日現在在任中の取締役5名：55百万円
5. 上記の支給額には、当事業年度に係る特定譲渡制限付株式の付与のための報酬の費用計上額が含まれております。
2020年3月31日現在在任中の取締役5名：65百万円

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職	当該他の法人等との関係
取締役 黒　田　由貴子	㈱ピープルフォーカス・コンサルティング　取締役・ファウンダー	2018年度及び2019年度にファシリテーション研修業務を委託しましたが、当社がこの業務の対価として支払った金額は、同社の当該事業年度の売上高の1%未満であり、僅少であります。
	㈱CAC Holdings　社外取締役	特別な関係はありません。
	㈱セブン銀行　社外取締役	特別な関係はありません。
	テルモ㈱　社外取締役	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
取締役 馬　田　　一	JFEホールディングス㈱　名誉顧問	特別な関係はありません。
	アサガミ㈱　社外監査役	特別な関係はありません。
	日本精工㈱　社外取締役	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
取締役 吉　丸　由紀子	積水ハウス㈱　社外取締役	特別な関係はありません。
監査役 新　保　克　芳	新保・洞・赤司法律事務所　弁護士	特別な関係はありません。
	㈱三井住友フィナンシャルグループ　社外取締役	㈱三井住友フィナンシャルグループとの間で取引関係があり、また、㈱三井住友銀行から借入がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
監査役 徳　田　省　三	伊藤忠エネクス㈱　社外監査役	取引関係がありますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
監査役 藤　塚　主　夫	㈱小松製作所　顧問	特別な関係はありません。
	ヤマハ㈱　社外取締役	特別な関係はありません。

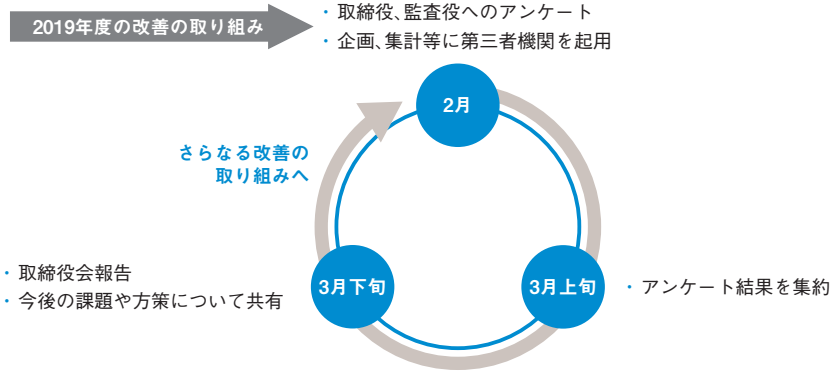
② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取締役 黒　田　由貴子	 12／12	―
	取締役会における発言状況 企業経営者、他社の社外役員及びコンサルタントとしての豊富な経験に基づき、業務執行の妥当性や企業の社会的な責任の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。	
取締役 馬　田　　一	 11／12	―
	取締役会における発言状況 企業経営者、業界団体トップとしての豊富な経験に基づき、業務執行の妥当性や当社グループを俯瞰した本質的な観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。	
取締役 吉　丸　由紀子	 10／10	―
	取締役会における発言状況 ダイバーシティ推進をはじめとする他の会社の役員としての経験と豊富な国際経験に基づき、業務執行の妥当性やグローバルな観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。	
監査役 新　保　克　芳	 11／12	 14／17
	取締役会及び監査役会における発言状況 長年にわたる弁護士としての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。	
監査役 徳　田　省　三	 12／12	 17／17
	取締役会及び監査役会における発言状況 長年にわたる公認会計士としての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。	
監査役 藤　塚　主　夫	 9／10	 12／13
	取締役会及び監査役会における発言状況 上場企業経営者及びCFOとしての豊富な経験や、他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。	

(8) 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、毎年、取締役及び監査役の自己評価、社外役員のみのディスカッション等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の改善に取り組んでいます。

〈2019年度取締役会の実効性評価の方法〉



〈2019年度実施した取り組み〉

① 取締役会の議論　中長期的な経営戦略に関する議論をさらに拡充するため、開催回数を増やしたほか、中長期的な目標・戦略や、資本コストについて定期的に議論を行うこととした。

② 取締役会の運営　取締役会規則を改正し、より重要な案件に絞り込んで付議するよう、基準を見直した。

③ 事前説明の改善　社外役員への関係資料の事前提供資料の拡充、重要な案件は前もって社外役員に説明する等の見直しを実施した。

〈評価結果及び今後の取り組み〉

2019年度においては、取締役及び監査役の自己評価の点数は概ね前年度並みの結果でした。また、取締役会の監督機能を高めるという趣旨に沿った施策の実行により、改善が進み活性化されていることを確認し、取締役会の実効性は前年に引き続き十分確保されていると評価しています。

今後の課題	①中長期的な経営戦略に関する議論の更なる拡充 ②社外役員に対する事前説明の更なる改善、資料の事前配付の徹底 ③職務執行状況報告の運営方法の見直し

当社は毎年の実効性評価を踏まえ、当社取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜検討し、実行していきます。

(9) 会計監査人の状況

〈名称〉

EY新日本有限責任監査法人

〈会計監査人の報酬等の額〉

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	189百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	366百万円

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、専門性、監査の品質を確認し、監査計画の内容や監査時間の妥当性、会計監査人の職務の遂行状況を検討の上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

〈会計監査人の非監査業務の内容〉

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS導入に係る助言業務」等についての対価を支払っております。

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると判断したときその他必要がある場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときその他の会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

〈会計監査人の責任限定契約の内容の概要〉

当社と会計監査人とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	**1,480,067**
流動資産	**781,347**
現金及び預金	149,348
受取手形及び売掛金	275,332
たな卸資産	288,006
未収入金	55,959
その他	16,211
貸倒引当金	△ 3,509
固定資産	**698,720**
有形固定資産	**485,531**
建物及び構築物	119,915
機械装置及び運搬具	139,508
土地	156,646
建設仮勘定	29,910
その他	39,552
無形固定資産	**28,941**
のれん	4,412
ソフトウェア	8,001
その他	16,528
投資その他の資産	**184,248**
投資有価証券	110,340
退職給付に係る資産	36,084
繰延税金資産	11,610
その他	29,022
貸倒引当金	△ 2,808
合　計	**1,480,067**

科　目	金　額
負債の部	**872,046**
流動負債	**478,498**
支払手形及び買掛金	128,458
短期借入金	106,040
1年内返済予定の長期借入金	42,186
コマーシャル・ペーパー	60,000
1年内償還予定の社債	10,426
リース債務	3,240
未払金	78,165
未払法人税等	5,383
役員賞与引当金	241
修繕引当金	10,666
その他	33,693
固定負債	**393,548**
社債	76,012
長期借入金	233,775
リース債務	22,564
繰延税金負債	14,553
役員退職慰労引当金	262
修繕引当金	5,626
環境対策引当金	410
退職給付に係る負債	26,350
資産除去債務	3,165
その他	10,831
純資産の部	**608,021**
株主資本	**541,888**
資本金	125,298
資本剰余金	89,514
利益剰余金	366,330
自己株式	△ 39,254
その他の包括利益累計額	**△ 14,299**
その他有価証券評価差額金	1,495
繰延ヘッジ損益	5
為替換算調整勘定	△ 2,188
退職給付に係る調整累計額	△ 13,611
非支配株主持分	**80,432**
合　計	**1,480,067**

連結損益計算書（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

（単位:百万円）

科　目	金　額	
売上高		**1,338,987**
売上原価		**1,041,840**
売上総利益		**297,147**
販売費及び一般管理費		**225,511**
営業利益		**71,636**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,827	
持分法による投資利益	3,165	
受取賃貸料	783	
受取保険金	253	
その他	3,246	12,274
営業外費用		
支払利息	5,501	
休止費用	2,824	
為替差損	3	
貸倒引当金繰入額	2,707	
災害による損失	1,873	
その他	5,485	18,393
経常利益		**65,517**
特別利益		
固定資産売却益	453	
投資有価証券売却益	192	
退職給付信託設定益	19,243	
受取保険金	4,916	24,804
特別損失		
固定資産処分損	4,200	
固定資産売却損	32	
減損損失	2,508	
関連事業損失	2,298	
投資有価証券評価損	24	
出資金評価損	12,105	
事業譲渡損	694	21,861
税金等調整前当期純利益		**68,460**
法人税、住民税及び事業税	12,302	
法人税等調整額	9,869	22,171
当期純利益		**46,289**
非支配株主に帰属する当期純利益		8,345
親会社株主に帰属する当期純利益		**37,944**

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	**1,097,875**
流動資産	**412,840**
現金及び預金	72,731
受取手形	391
売掛金	158,999
有価証券	5,000
商品及び製品	72,186
仕掛品	1,731
原材料及び貯蔵品	39,575
前渡金	2,264
前払費用	2,313
短期貸付金	3,112
未収入金	54,868
その他	2,117
貸倒引当金	△ 2,447
固定資産	**685,035**
有形固定資産	**291,456**
建物	42,514
構築物	23,468
機械及び装置	65,072
車両運搬具	251
工具、器具及び備品	5,458
土地	136,530
リース資産	2,541
建設仮勘定	15,622
無形固定資産	**7,490**
のれん	82
工業所有権	1,445
諸利用権	120
ソフトウェア	5,843
投資その他の資産	**386,089**
投資有価証券	24,487
関係会社株式	228,878
出資金	1
関係会社出資金	46,751
長期貸付金	3,583
破産更生債権等	237
関係会社長期貸付金	33,224
長期前払費用	652
前払年金費用	41,842
その他	9,196
貸倒引当金	△ 2,762
合　計	**1,097,875**

科　目	金　額
負債の部	**741,918**
流動負債	**432,901**
買掛金	77,024
短期借入金	95,609
1年内返済予定の長期借入金	37,629
コマーシャル・ペーパー	60,000
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	207
未払金	61,058
未払費用	8,530
未払法人税等	652
前受金	352
預り金	72,274
役員賞与引当金	68
修繕引当金	9,031
債務保証等損失引当金	450
その他	17
固定負債	**309,017**
社債	75,000
長期借入金	216,104
リース債務	2,334
繰延税金負債	1,601
退職給付引当金	4,493
修繕引当金	2,171
環境対策引当金	409
資産除去債務	731
その他	6,174
純資産の部	**355,957**
株主資本	**354,869**
資本金	**125,298**
資本剰余金	**94,026**
資本準備金	54,027
その他資本剰余金	39,999
利益剰余金	**174,799**
利益準備金	12,506
その他利益剰余金	162,293
配当引当積立金	10,000
別途積立金	28,070
繰越利益剰余金	124,223
自己株式	△ **39,254**
評価・換算差額等	**1,088**
その他有価証券評価差額金	1,088
合　計	**1,097,875**

損益計算書（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**672,194**
売上原価		**572,293**
売上総利益		**99,901**
販売費及び一般管理費		**91,838**
営業利益		**8,063**
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,405	
受取賃貸料	1,506	
その他	2,485	29,396
営業外費用		
支払利息	3,305	
休止費用	2,472	
為替差損	345	
貸倒引当金繰入額	2,703	
債務保証等損失引当金繰入額	97	
その他	4,875	13,797
経常利益		**23,662**
特別利益		
固定資産売却益	358	
投資有価証券売却益	177	
受取保険金	4,545	
退職給付信託設定益	19,243	24,323
特別損失		
固定資産処分損	3,321	
固定資産売却損	1	
減損損失	753	
関係会社株式評価損	391	
出資金評価損	12,105	16,571
税引前当期純利益		**31,414**
法人税、住民税及び事業税	△ 1,949	
法人税等調整額	8,797	6,848
当期純利益		**24,566**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

三井化学株式会社
代表取締役社長　橋　本　　修　殿

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福原正三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　狩野茂行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　金澤　聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、三井化学株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

三井化学株式会社
代表取締役社長　橋　本　　修　殿

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原正三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	狩野茂行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金澤　聡 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井化学株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の所管部門から管理状況の報告を受ける他、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めるとともに、一部子会社に赴き調査いたしました。

②事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を準拠すべき基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、指摘すべき事項は認められません。

(2)連結計算書類の監査結果

会計監査人 ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

三井化学株式会社　監査役会

常勤監査役　鮎川彰雄 ㊞

常勤監査役　諫山　滋 ㊞

社外監査役　新保克芳 ㊞

社外監査役　徳田省三 ㊞

社外監査役　藤塚主夫 ㊞

以　上

株主各位

第23期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制
株式会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)
連結包括利益計算書の要旨(ご参考)
連　結　注　記　表
株主資本等変動計算書
個　別　注　記　表

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

三井化学株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、実効性の高い業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を構築するため、2006年5月10日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、必要な見直しを実施しております。また、当社は、この基本方針に沿って構築した内部統制システムを運用するとともに、運用状況をモニタリングしています。

1. 内部統制システムの概要

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及び子会社において、業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規則に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。

②当社において、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営会議」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べることができることとする。

③当社において、社内組織として内部統制室を設置し、予め経営会議で審議し策定した年間監査計画に基づき、当社及び子会社の会計及び業務における法令遵守状況等の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。

④当社及び子会社の社員を対象とした法令・ルール遵守教育を、E-ラーニングや階層別研修等の方法により実施する。

⑤当社及び子会社の社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して当社及び子会社社員に周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。

⑥当社及び子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わないものとし、反社会的勢力への対応につきマニュアル等にてその方針を明確化して周知・徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社において、取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規則」その他の社則に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、「三井化学グループリスク管理システム」に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に当社及び子会社におけるリスクの未然防止を確実に行える体制をとる。また、当社「リスク管理規則」に基づき、当社及び子会社のリスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、当社において、担当役員を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。

②リスクの顕在化により、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危機が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整え、顧客に対して供給責任を果たせるよう、当社及び主要な子会社において適切な事業継続計画（BCP）を策定する。

③当社及び主要な子会社において、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、子会社については、当社の所管部門がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、内部統制室による監査の対象とする。

④当社及び子会社に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、当社においては「危機管理規則」に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。また、子会社においても、当社「危機管理規則」又は各社の規則に基づき、当社との連携も含め、適切な対応を行う。
⑤当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先が、リスク情報の報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報を行える体制を整える。当社社員(子会社への出向者を含む。)を対象に定期的に実施するリスク管理教育や、社内のネットワークシステムや公式ＨＰへの掲載を通じてリスクホットラインの存在及び活用を周知徹底する。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社及び子会社において、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。
②当社において、経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。この体制において取締役会は、経営監督機能と全社戦略の策定機能を持つので、事業運営実態との乖離を招かないよう、業務執行取締役を置く。
③当社「決裁規則」その他の社則により、子会社に関する事項についての当社及び子会社の権限分配及び意思決定手続を明確化する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社の健全かつ円滑な運営のため、当社「関係会社管理規則」その他の社則により、事前に子会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、主要な子会社にも関係会社管理規則等の内容を踏まえた社則を整備させ、当該整備状況を、内部統制室による監査の対象とする。
②子会社ごとにその運営管理を担当する部署（所管部門）を定める。所管部門は、当該子会社の管理を適切に行うために、当社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底、当該子会社の経営状況の把握等を行う。
③主要な子会社には監査役を派遣し、派遣された監査役が監査を実施するとともに、当社の内部統制室が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社において、監査役の職務を補助するために、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役監査規則その他の社則に従い、当社監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。また、リスクホットラインを通じて当社及び子会社の社員や仕入先・工場協力会社等の取引先より報告された情報についても即時又は適宜当社監査役に報告される。

②当社において、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。

③子会社における監査役の監査結果は必要に応じて、当社の監査役に報告される。また、当社の監査役と子会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、子会社にも同様の取扱いをさせる。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社において、監査役は、取締役会及び社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。

②当社において、監査役は、業務執行取締役の決裁書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。

③当社において、監査役は、会計監査人との間及び内部統制室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、それぞれの監査の独立性に配慮しつつ、相互に連携を図り監査を実施する。

（注）上記(1)、(3)、(4)、(5)、(8)及び(9)の各体制については、子会社のみならず、可能かつ適切な範囲で持分法適用関連会社にも準用します。

2. 内部統制システム運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム運用状況のうち、主なものは次のとおりです。

(1) 職務執行の適正さ、コンプライアンス確保のための体制に関する運用状況

・当社は取締役会を12回開催し、重要な業務執行についての決議・報告を適切に行いました。
・当社は経営会議を19回開催し、常勤監査役出席のもと重要事項の審議・報告を適切に行いました。
・本社・事業所で法令・ルール遵守教育を実施するとともに、当社及び子会社の従業員を対象に法令・ルール遵守職場ディスカッションを実施しました。

(2) リスク管理体制に関する運用状況

・リスク・コンプライアンス委員会を3回開催し、新たに想定されるリスクに対する的確な対応・支援を行うとともに、コンプライアンス案件の再発防止策を含め、当社グループのリスク管理に関するPDCAの実施状況を確認しました。
・下関三井化学㈱NF3等漏洩事故については、安全対策立案チームを設置し、同社に対して、深層原因の究明、改善計画の策定等に必要な支援、指導を実施しました。引続き再発防止の徹底に努めます。
・当社は、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて対策本部を設置し、会社の機能維持のために情報収集と対応策の立案及び水平展開を実施し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び社員の安全確保のために必要な措置（テレワーク勤務や時差出勤等）を講じました。
・当社各部及び主要な子会社の事業継続計画(BCP)の見直しを実施しました。
・地震BCP訓練を実施し、本社と事業所との円滑な連携に向け取り組みました。

(3) 職務執行の効率性確保のための体制に関する運用状況

・当社及び子会社では、取締役会規則その他の社則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとっています。また、当社の取締役会は、重要事項の意思決定や各取締役の職務執行状況報告を通じ、取締役の業務執行を適切に監督しました。
・当社では、業務執行取締役及び執行役員が連携することにより、取締役会の経営監督機能と全社戦略策定機能が適切に機能しております。
・取締役会の監督機能向上のため、取締役会実効性評価の結果に基づき、①中長期的な経営戦略に関する議論の更なる拡充、②付議基準の見直し、③事前説明の運用改善等を実施しました。

(4) 子会社の職務執行に関する当社への報告体制、その他企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

・当社の内部統制室は、子会社への内部監査を実施し、当社の事前承認を要する事項の各子会社規則類への反映状況、各社の法令遵守、リスク管理状況等について確認を行いました。
・当社は、リスク・マネジメント等の観点からグループ全体に適用される意思決定、人事、経理、購買、物流等に関する方針、施策、遵守事項等を策定し、グループ各社に展開するため「三井化学グループ グローバル・ポリシー プラットフォーム」（M-GRIP）を整備しました。

(5) 内部統制の実効性確保のための体制に関する運用状況

・当社の内部統制室は、年間の内部監査計画に基づき、当社各部署、子会社及び関連会社に対して監査を実施した上で、その状況について経営会議で報告し、当社監査役とは相互に実施した監査の情報共有を行いました。

(6) 監査役による監査の実効性確保のための体制に関する運用状況

・当社の監査役は、会計監査人より会計監査結果について定期的に報告を受け、意見交換を行いました。
・当社の監査役は、取締役会に出席するとともに、当社常勤監査役は、当社経営会議等の重要な社内会議に出席し、監査役会において情報共有を行いました。
・当社の監査役は、リスクホットラインの運用実績や、当社の内部統制室による内部監査結果について、定期的に報告を受けました。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の価値創造を推進する力を理解し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」を「目指すべき企業グループ像」として、次に掲げる当社の価値創造を推進する力を基に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

a. 顧客ニーズを実現する研究開発力
b. チャレンジ精神を有する多様な人材
c. 実効性ある経営の仕組み
d. 安全最優先の組織文化
e. ステークホルダーとの信頼関係
f. 健全な財務体質

また、当社は、2025年度長期経営計画に基づき毎年の事業計画をローリングすることによって、長期的な視野を持ちつつ、経営の環境適応性を高め、企業価値ひいては株主共同の利益のさらなる向上に努めております。

さらに、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくために、コーポレート・ガバナンスの充実は最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任（社外取締役３名すべてを独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。）、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、ステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境負荷の低減、安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のＣＳＲ活動のさらなる充実・強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社株式に対する大量買付を行おうとする者に対し必要かつ十分な情報提供を要求し、あわせて当社取締役会の意見等の情報開示を適時適切に行い、かかる大量買付の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令及び定款の許容する範囲内において適切な措置を講じるとともに、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

なお、上述(2)及び(3)の取組みは、上述(1)の基本方針に沿うものであります。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書　自 2019年4月1日　至 2020年3月31日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	125,205	89,406	348,202	△29,869	532,944
会計方針の変更による累積的影響額			△ 307		△ 307
会計方針の変更を反映した当期首残高	125,205	89,406	347,895	△29,869	532,637
当期変動額					
新株の発行	92	92			185
剰余金の配当			△19,509		△19,509
親会社株主に帰属する当期純利益			37,944		37,944
自己株式の取得				△ 9,389	△ 9,389
自己株式の処分		△ 0		4	4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		16			16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	92	108	18,435	△9,385	9,251
当期末残高	125,298	89,514	366,330	△39,254	541,888

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	21,421	△ 3	4,195	△ 6,642	18,971	79,824	631,739
会計方針の変更による累積的影響額							△ 307
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,421	△ 3	4,195	△ 6,642	18,971	79,824	631,432
当期変動額							
新株の発行							185
剰余金の配当							△19,509
親会社株主に帰属する当期純利益							37,944
自己株式の取得							△ 9,389
自己株式の処分							4
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,926	8	△ 6,383	△ 6,969	△33,270	608	△32,662
当期変動額合計	△19,926	8	△ 6,383	△ 6,969	△33,270	608	△23,411
当期末残高	1,495	5	△ 2,188	△13,611	△14,299	80,432	608,021

（ご参考）

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨　自 2019年4月1日　至 2020年3月31日

（単位：億円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	**1,150**
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△　852**
財務活動によるキャッシュ・フロー	**90**
現金及び現金同等物に係る換算差額	△　13
現金及び現金同等物の増減額	375
現金及び現金同等物の期首残高	1,098
現金及び現金同等物の期末残高	1,473

（注）金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

連結包括利益計算書の要旨　自 2019年4月1日　至 2020年3月31日

（単位：億円）

科　　目	金　　額
当期純利益	**463**
その他の包括利益	**△　343**
包括利益	**120**
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	47
非支配株主に係る包括利益	73

（注）金額は、億円未満四捨五入により表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数　117社

・主な連結子会社の名称

㈱プライムポリマー、Mitsui Phenols Singapore Pte. Ltd. 、Prime Evolue Singapore Pte. Ltd.

当期より、COSMO SEATRADE S.A.他１社は、営業開始等に伴い連結の範囲に含め、Image Polymers Company LLCは、解散に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

活材ケミカル㈱他９社の非連結子会社は、小規模会社であり、かつ総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数　39社

・主な持分法適用会社の名称

三井・ダウ ポリケミカル㈱、GC-M PTA Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

Image Polymers Company LLC他１社の非連結子会社は、解散状態等であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用対象から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三井化学不織布（天津）有限公司他40社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、このうち10社については連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としており、またその他の会社については当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。また、決算日が３月31日であるShapers’India Private Limitedは親会社であるShapers’France SASUの決算日である12月31日現在で、本決算に準じた仮決算を実施しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
時価のないもの	主として移動平均法による原価法
② デリバティブ	時価法
③ たな卸資産	
通常の販売目的で保有するたな卸資産	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）	定額法
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
④ 使用権資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員の賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金　一部の国内連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

④ 修繕引当金　製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。

⑤ 環境対策引当金　環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法　株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

② ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理を採用しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、一括で費用処理しているほか、一部の連結子会社においてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内の適切な償却期間で均等償却しております。

ただし、金額が僅少な場合には、全額、発生時の損益に計上しております。

⑥ 連結納税制度の適用　当社及び一部の子会社は、三井化学㈱を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日）が2018年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が、当連結会計年度の連結計算書類及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（IFRS第16号「リース」及びASC Topic842「リース」の適用）

国際財務報告基準及び米国基準を適用している在外連結子会社は、当連結会計年度から国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）及びASC Topic842「リース」を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号等の適用については、経過措置として認められている累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しました。

この結果、当連結会計年度の有形固定資産の「その他」が20,793百万円増加し、流動負債の「リース債務」が2,796百万円及び固定負債の「リース債務」が17,712百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益及び１株当たり情報に与える影響は軽微であり、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」及び「災害による損失」は、金額的重要性が増したため当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「貸倒引当金繰入額」は17百万円、「災害による損失」は786百万円であります。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産の金額	建物及び構築物	777百万円
	機械装置及び運搬具	258百万円
	土地	902百万円
	その他（有形固定資産）	6百万円
	その他（投資その他の資産）	57百万円
	計	2,000百万円
担保に係る債務の金額	短期借入金	661百万円
	１年内返済予定の長期借入金	545百万円
	未払金	38百万円
	社債	580百万円
	長期借入金	1,583百万円
	計	3,407百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　1,211,640百万円

３．保証債務等　保証債務　47,105百万円※

※うち8,058百万円については、当社の保証に対し他社から再保証を受けております。

４．受取手形割引高　64百万円

５．たな卸資産の内訳	商品及び製品	195,432百万円
	仕掛品	7,866百万円
	原材料及び貯蔵品	84,709百万円
	計	288,006百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の総数に関する事項

株　式　の　種　類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普　通　株　式	204,510千株	70千株	－千株	204,580千株

(注)発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式を付与したことにより、株式数が70千株増加しております。

２．自己株式の数に関する事項

株　式　の　種　類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普　通　株　式	9,453千株	4,105千株	1千株	13,557千株

(注)自己株式の増減数の主な内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加	11千株
単元未満株式の売渡しによる減少	1千株
取締役会決議による自己株式取得による増加	4,094千株

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 2019年６月25日開催の第22期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　9,753百万円
・１株当たり配当額　50.00円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月26日

② 2019年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　9,756百万円
・１株当たり配当額　50.00円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月３日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2020年６月24日開催予定の第23期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　9,551百万円
・１株当たり配当額　50.00円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月25日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全で流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除いた額の一部について先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券は、短期間の譲渡性預金であり、安全性および流動性の高いものであります。また投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除いた額の一部について先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済又は償還日は最長で決算日後20年であります。このうち一部は、為替及び金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（通貨スワップ取引、金利スワップ取引）を利用して一部についてヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務、借入金等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引並びに借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	149,348	149,348	－
(2) 受取手形及び売掛金	275,332	275,332	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	5,000	5,000	－
②その他有価証券	9,405	9,405	－
資産計	439,085	439,085	－
(4) 支払手形及び買掛金	128,458	128,458	－
(5) 短期借入金	106,040	106,040	－
(6) コマーシャル・ペーパー	60,000	60,000	－
(7) 社債（＊１）	86,438	86,410	△28
(8) 長期借入金（＊１）	275,961	282,794	6,833
負債計	656,897	663,702	6,805
(9) デリバティブ取引（＊２）	2	2	－

(＊１)社債及び長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、それぞれ１年以内に償還予定の社債及び１年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(＊２)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格等によっております。

なお、非上場株式（連結貸借対照表計上額15,361百万円）及び非上場債券（連結貸借対照表計上額9,398百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済又は返済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期借入金
これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部については金利スワップ等の特例処理の対象とされており(下記(9)デリバティブ取引参照)、当該金利スワップ等と一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
(9) デリバティブ取引
これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金、買掛金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金、買掛金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
(上記(8)長期借入金参照)

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、大阪その他の地域において賃貸等不動産を有しております。これらの賃貸等不動産は重要性が乏しいため時価の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額　2,761.91円

2．1株当たり当期純利益　194.94円

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換による完全子会社化)
当社は2020年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アーク(以下、「アーク」といいます)との間で、当社を株式交換完全親会社、アークを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、当社とアークとの間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しました。
本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、アークにおいては、2020年6月26日に開催予定のアークの定時株主総会の決議による承認を受けた上で、2020年8月1日を効力発生日として行う予定です。
本株式交換の効力発生日(2020年8月1日(予定))に先立ち、アークの普通株式(以下「アーク株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部において、2020年7月30日付で上場廃止(最終売買日は2020年7月29日)となる予定です。

1．本株式交換の目的
当社は、当社とアークが両社の強みを融合することで、国内外で相互に事業を拡大できるとの認識のもと、当社が設立した完全子会社である株式会社エムシーインベストメント01(以下「エムシーインベストメント01」といいます。)を通してアークに対し公開買付けを行い、2018年1月24日に当社がアークを連結子会社といたしました。
その後、当社の素材の知識、アークの自動車向け開発支援の知見という各々の得意分野を融合し、両社のチャネル・技術を活用することで、総合力を駆使したソリューション提案、両社における顧客基盤の更なる拡大や周辺新事業の創出が可能となり、持続的な成長を共に実現できると考え協業を進めてまいりました。一方で、自動車産業全体を揺るがす急速な市場環境の変化の中で、刻々と変化する顧客ニーズに迅速に対応するためには、両社によるより強固な連携が不可欠であり、グループの総力を挙げた迅速かつ円滑なソリューション提案が可能な体制へ移行することが望ましいと考えております。
以上の認識のもと、両社において株式交換比率を含む本株式交換に係る諸条件についての検討及び協議を経て合意に至り、本日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

2．本株式交換の要旨
(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約承認定時株主総会基準日(アーク)	2020年3月31日
本株式交換契約締結に係る取締役会決議日(両社)	2020年5月14日
本株式交換契約締結日(両社)	2020年5月14日
本株式交換契約承認定時株主総会開催日(アーク)	2020年6月26日(予定)
最終売買日(アーク)	2020年7月29日(予定)
上場廃止日(アーク)	2020年7月30日(予定)
本株式交換の効力発生日	2020年8月1日(予定)

（２）本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	アーク （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 割当比率	1	0.0511
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：5,299,076株（予定）	

（注）株式の割当比率

アーク株式１株に対して、当社の普通株式0.0511株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するアーク株式（本日現在301,326,396株（※））については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、本株式交換契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社又はアークの株価、財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合は、当社及びアークで協議し合意の上、変更することがあります。

（※）当社は、本日現在、エムシーインベストメント01を通じて間接的にアーク株式を保有しておりますが、本株式交換の効力発生に先立ち、2020年７月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、エムシーインベストメント01を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを、2020年５月14日開催の当社における取締役会において決議しました。本株式交換の効力発生日時点においては、当社がアーク株式を直接保有することとなる予定です。

（３）本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及びアークは、本株式交換に用いられる本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両者から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、アークは三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に認定しました。

当社においては、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関であるみずほ証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、当社がアークに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、アークにおいては、本株式交換の対価の公正性その他の本株式交換の公正性を担保するため、アークの第三者算定機関である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言、アークが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である当社との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会からの指示、助言並びに2020年５月13日付で受領した答申書の内容等を踏まえて、当社との間で複数回にわたり本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、市場株価分析及び類似企業比較分析の算定結果の上限値を超え、かつ、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析の算定結果の範囲内であることから、合理的な水準といえることも踏まえ、アークの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至りました。以上のような協議・検討等を踏まえ、アークにおいて、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

３．会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年１月16日）における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

（収益認識に関する注記）

当社及び国内連結子会社は、モビリティ、ヘルスケア、フード＆パッケージング及び基盤素材の製造・販売を主な事業内容としており、これら製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

株主資本等変動計算書　自 2019年4月1日　至 2020年3月31日

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当期首残高	125,205	53,935	39,999	93,934	12,506	157,433	169,939	△29,869	359,209
会計方針の変更による累積的影響額						△197	△197		△197
会計方針の変更を反映した当期首残高	125,205	53,935	39,999	93,934	12,506	157,236	169,742	△29,869	359,012
当期変動額									
新株の発行	92	92		92					185
剰余金の配当						△19,509	△19,509		△19,509
当期純利益						24,566	24,566		24,566
自己株式の取得								△9,389	△9,389
自己株式の処分			△0	△0				4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	92	92	△0	92	－	5,057	5,057	△9,385	△4,143
当期末残高	125,298	54,027	39,999	94,026	12,506	162,293	174,799	△39,254	354,869

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	19,986	19,986	379,195
会計方針の変更による累積的影響額			△197
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,986	19,986	378,998
当期変動額			
新株の発行			185
剰余金の配当			△19,509
当期純利益			24,566
自己株式の取得			△9,389
自己株式の処分			4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,898	△18,898	△18,898
当期変動額合計	△18,898	△18,898	△23,041
当期末残高	1,088	1,088	355,957

（注）その他利益剰余金の内訳

（単位：百万円）

	配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合　計
当期首残高	10,000	28,070	119,363	157,433
会計方針の変更による累積的影響額			△197	△197
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	28,070	119,166	157,236
当期変動額				
剰余金の配当			△19,509	△19,509
当期純利益			24,566	24,566
当期変動額合計	－	－	5,057	5,057
当期末残高	10,000	28,070	124,223	162,293

個別注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
(2) デリバティブ	時価法
(3) たな卸資産	
通常の販売目的で保有するたな卸資産	評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
商品、製品、仕掛品、原材料	総平均法
貯蔵品	
市場開発品及び包装材料	総平均法
補修用に使用される貯蔵品	移動平均法
その他貯蔵品	最終取得原価法

２．重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
(3) リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

３．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金	当期末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 役員賞与引当金	役員の賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。
(3) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務費用は、一括で費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
(4) 修繕引当金	製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。
(5) 環境対策引当金	環境対策を目的とした支出に備えるため、当期末における支出見込額を計上しております。
(6) 債務保証等損失引当金	債務保証等に係る損失に備えるため、当期末における損失見込み額を計上しております。

４．重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29 号 2018年３月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30 号 2018年３月30日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法	株式交付費及び社債発行費は、支払時に全額費用として処理しております。
(2) ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理を採用しております。
(3) 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
(4) 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
(5) 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）が2018年４月１日以後開始する事業年度の期首から適用できることになったことに伴い、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が当事業年度の計算書類及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額		704,784百万円
２．保証債務等	保証債務	54,814百万円 ※

※うち7,985百万円については、当社の保証に対し他社から再保証を受けております。

３．関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	84,454百万円
	長期金銭債権	33,874百万円
	短期金銭債務	99,922百万円
	長期金銭債務	291百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引高	売上高	218,650百万円
	仕入高	91,991百万円
営業取引以外の取引高	受取利息	94百万円
	受取配当金	22,133百万円
	支払利息	50百万円
	賃貸料収入	896百万円
	資産譲渡高	73百万円
	資産購入高	381百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当期末における自己株式の数	13,557,163株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
投資有価証券評価損等	23,162
退職給付引当金	18,477
繰越欠損金	13,252
減損損失等	4,809
修繕引当金	4,057
減価償却費超過額	3,178
未払賞与	2,282
棚卸資産評価損	1,991
貸倒引当金	1,581
撤去未払金	1,162
その他	5,482
繰延税金資産小計	79,433
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,956
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△46,203
評価性引当額小計	△59,159
繰延税金資産合計	20,274
繰延税金負債	
前払年金費用	△12,684
退職給付信託設定益	△8,567
その他	△624
繰延税金負債合計	△21,875
繰延税金負債の純額	△1,601

（表示方法の変更）

前事業年度において区分掲記して表示しておりました「その他有価証券評価差額金」（当事業年度は△447百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「繰延税金負債」の「その他」に含めて表示しております。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工具、器具及び備品については研究開発用設備、電子計算機及びその周辺機器並びにその他の事務用機器の一部をリース契約により使用しています。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	勘定科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱プライムポリマー	直接 65.0%	製品等の販売	製品等の販売（注１）	83,365	売掛金	23,551
				余剰資金の預り（注２）	－	預り金	27,106
	三井化学アグロ㈱	直接 100.0%	余剰資金の預り	余剰資金の預り（注２）	－	預り金	10,360
	㈱エムシーインベストメント０１	直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付（注３）	－	長期貸付金	30,324
関連会社	千葉ケミカル製造有限責任事業組合	直接 50.0%	原料等の有償支給及び加工製品の購入	原料等の有償支給及び加工製品の購入（注４）	890	未収入金	12,591
						買掛金	10,303

（取引条件及び取引条件の決定方針等）
（注１）製品等の販売については、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
（注２）余剰資金の預りについては、市場金利等を勘案して決定しております。
（注３）資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。
（注４）原料等の有償支給及び加工製品の購入については、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
（注５）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　1,863.42円

２．１株当たり当期純利益　　126.21円

（重要な後発事象に関する注記）

（株式交換による完全子会社化）
連結計算書類「注記事項」（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

（収益認識に関する注記）

連結計算書類「注記事項」（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。